

令和 8 年度

中小企業DX推進支援制度

【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和8年9月1日～令和9年2月28日

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象企業に「中小企業DX推進支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いただきます。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会
TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-58462
(受付時間 平日 10 時～18 時まで)

目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

支援制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・・・・・・7

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・・・・7

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

中小企業DX推進支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間支援金です。

国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請企業に対して、支援金が交付されます。

2. 本支援金の交付を受けようとする支援金の対象となる企業（以下「支援対象企業」）は、電子申請より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。

3. 本制度には支援金支給の条件がございます。

当協会では支援対象事業者が制度の内容を理解し、導入の必要性を吟味し実際に本制度に沿った取り組みを行う事業者とします。

個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請企業の個人情報については、当協会で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

- ①本制度の適正な執行のために必要な連絡
- ②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請企業の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

- ①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
- ③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者

の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

(下記受付窓口までお問い合わせください。)

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業DX推進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

Eメールアドレス：info@sb-ps.jp

本制度の目的

中小企業DX推進支援制度とは、当協会が対象期間において、中小規模事業者を対象に、各企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）に対する知識や理解を深め、DX活動の普及、及び実施後の調査を目的に設立された支援制度です。現在の業務プロセスや生産性指標を基準とし、本制度を理解しデジタル技術の活用及びDX推進の意思を持つ事業者に対して支援を行います。これにより、企業の持続的成長と競争力強化を図り、中小企業におけるデジタル化の着実な進展を促進します。

申請スケジュール

申請期間：令和8年9月1日～令和9年2月28日

支援対象期間：令和8年9月1日～令和10年2月28日

支援対象期間【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1年間

支援制度対象企業

条件：日本国内に事業所を有する法人及び個人事業主等

※法令・公序良俗を遵守し、反社会的勢力と関係がないこと

※本要項および誓約事項に同意し、実績報告・調査協力に応じられること

支援額

▪ 市場調査枠:支援額22万円

自社を取り巻く市場環境を的確に把握し、DX導入の方向性を見極めることを目的としています。SWOT分析や競合調査、顧客ニーズ調査などを通じて、成長機会や課題を明確化し、無駄のない投資判断を可能にします。小規模事業者でも取り組みやすい形で、今後のDX戦略立案に向けた基盤づくりを支援します。

▪ 人材開発枠：支援額33万円

DXを推進するための人材を育成することを目的としています。データ活用、クラウド運用、AIやIoTの基礎理解など、実務に直結するスキルを従業員が習得できるよう支援し、企業内にDX推進の担い手を育成することで、中長期的な競争力強化につなげます。

▪ DX診断・戦略実行枠：支援額44万円

企業の経営課題に直結したDXの道筋を描き、具体的な実行プランを策定することを目的としています。現状診断、データ分析、業務フローの見直しを通じて、経営戦略と連動したDXロードマップを作成し、段階的かつ着実な取り組みを推進します。単なるツール導入に留まらず、企業競争力を強化する実行基盤を整えます。

▪ 組織力強化枠：支援額55万円

部門ごとに分断されがちであった情報や知識を整理・共有することで、業務の属人化を解消し、組織全体としての課題解決力と意思決定の迅速化を実現します。さらに、デジタル化を前提とした働き方やコミュニケーションの仕組みを浸透させることで、従業員の主体性と連携意識を高め、外部環境の変化に柔軟に対応できる持続的な組織力を強化します。

支援制度対象条件

DX化に取り組む、日本国内に事業所を有する法人および個人事業主等

申請後

本制度による支援対象企業は当協会に調査アンケートを提出いただく必要があります。

注意事項

(1) 導入後経過調査への協力

当協会は、支援制度決定の後調査アンケートの記載をお願いしております。

(2) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請企業は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することに同意した上で、本制度の申請を行うものとします。なお、申請企業は、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

申請者

中小企業DX推進支援制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請よりご提出ください。（持参は不可）

1 電子申請

- ・申請フォームより各所内容に沿って記入してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：中小企業DX推進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。

決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。

※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

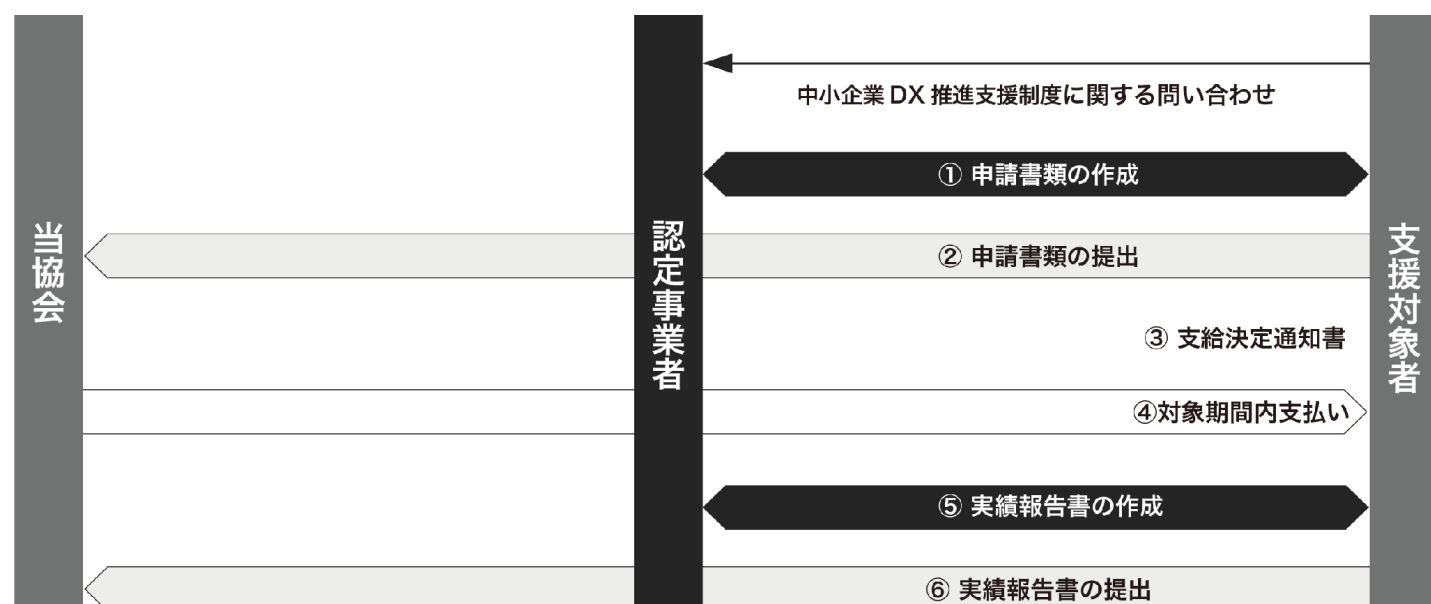
申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って、事業計画書の提出後支援対象期間内に随時支払うものとします。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和10年2月）とします。

（例）令和 8年 9月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和8年10月～令和9年10月末日）



助成金対応期間：令和8年9月1日～令和10年2月28日

※助成対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1年間

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請企業の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。（申請書類の到着順ではありません。）受付期間中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

本制度支給に関する提出書類及び調査アンケート

・支給条件は、事業計画書、及び当協会より発行される実施後の調査アンケートの提出をいただく必要があります。

※申請時、必要な書類一覧を電子申請にてご提出いただきます。

事業計画書

・本制度に該当する事業計画書が発行されます。

事業計画書の項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

調査アンケート

・本制度の実施後の経過及び改善等調査を目的とした調査アンケートを発行いたします。

その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となります。

支援事業終了後、検査員等が実地調査に入ることがあります。この検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

暴力団等排除に関する事項

支援対象企業は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象企業が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象企業が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象企業が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象企業が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年9月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。